

泉佐野市市民公益活動団体登録要綱

市民協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが積極的にボランティア活動やNPO活動に取り組むことができるよう、泉佐野市内で活動する市民公益活動団体の情報を収集し市民に広く紹介するとともに必要な情報提供等の支援を行うため、市民公益活動団体の登録手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象団体)

第2条 登録対象団体は、自主的かつ自発的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした活動を継続的に行う非営利の団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的とした団体ではないこと。
- (2) 団体の所在地が泉佐野市内であること。または、団体の主な活動拠点が泉佐野市内を中心に行われていること。
- (3) 会員の入退会に制限がなく、市民が開かれた形で活動や運営に参加していること。またはボランティアの受け入れが可能であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動、政治的活動、選挙運動等の活動をしていないこと。

(登録申請)

第3条 泉佐野市市民公益活動団体登録をしようとする団体は、泉佐野市市民公益活動団体登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、次の各号の書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 泉佐野市市民公益活動団体情報提供シート(様式第2号)
- (2) 団体の規約または会則等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、泉佐野市市民公益活動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは泉佐野市市民公益活動団体登録通知書(様式第3号)により、登録しなかったときは泉佐野市市民公益活動団体登録非該当通知書(様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

(活動支援)

第6条 市長は、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の活動情報を市民に広報すること。
- (2) 国・府及び関係機関等が実施する事業で、登録団体の活動促進に役立つ情報を提供すること。
- (3) その他登録団体の活動に関し必要な情報の提供や助言を行うこと。

（登録の変更）

第7条 登録団体は、登録内容に変更があったときは、泉佐野市市民公益活動団体登録変更届出書（様式第5号）を速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第8条 登録の抹消を希望する登録団体は、泉佐野市市民公益活動団体登録抹消届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) 登録団体が解散したとき。
- (5) その他市長が登録していることがふさわしくないと判断したとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに泉佐野市市民公益活動団体登録抹消通知書（様式第7号）により、当該登録団体に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（実施時期）

- 1 この要綱は、平成24年5月9日から実施する。